

(重要) 本事務連絡は、新型インフルエンザ対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第3項の規定に基づき、9月9日（木）に決定された緊急事態宣言を実施すべき区域の変更等について周知するものです。また、「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年9月9日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）を併せて確認の上、関係者に周知願います。

文化関係独立行政法人の長
文化関係団体の長

文化庁政策課長

9月9日に決定された緊急事態宣言を実施すべき区域の変更等について

令和3年9月9日に、新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」という。）において、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、宮城県及び岡山県を緊急事態措置区域から除外し、緊急事態措置区域を北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県に変更するとともに、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年9月30日まで延長する旨の公示が行われました。

また、同じく令和3年9月9日、本部決定により、まん延防止等重点措置区域（以下「重点措置区域」という。）については、富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県について、9月12日をもってまん延防止等重点措置を終了するとともに、法第31条の4第3項に基づき、9月13日以降については、重点措置区域に宮城県及び岡山県を追加し、両県において重点措置を実施すべき期間（以下「重点措置実施期間」という。）を令和3年9月13日から令和3年9月30日までの18日間とし、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県における重点措置実施期間を令和3年9月30日まで延長する旨の公示が行われました。

改正された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下、「基本的対処方針」という。）、「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年9月9日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡。以下「9月9日事務連絡」という。）においては、催物の開催制限及び施設の使用制限やそれに伴う留意点等文化芸術に関わる事項についての記載もありますので、ご参照ください。

さらに、基本的対処方針二⑦及び9月9日事務連絡4.①にも記載の通り、B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、業種別ガイドラインの改訂について、ご検討ください。

各団体におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、各地域の感染状況を踏まえた要請等があった場合には、基本的対処方針と当該要請等に十分留意し、各事業者・業界において定められた業種別ガイドライン等に基づきながら、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。

なお、令和3年9月3日にとりまとめられた新型コロナウイルス感染症対策分科会の考え方を受け、ワクチン接種の進捗状況を踏まえ、緊急事態措置区域等における行動制限の縮小・見直しについて、地方公共団体や事業者等との議論や技術実証を行い、具体化を進めるとした上で、令和3年9月9日付で、新型コロナウイルス感染症対策本部において「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」が示されております。こちらには、文化芸術の推進に当たって留意すべき内容がありますので、あわせてご覧ください。

本件について、下記参考資料と併せ、関係団体・機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

記

(参考資料)

- ・令和3年9月9日 新型コロナウイルス感染症対策本部(第76回)
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r030909.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更(令和3年9月9日発出)
https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210909.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年9月9日変更)
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210909.pdf
- ・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(令和3年9月9日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210909.pdf
- ・「ワクチン接種が進む中で日常生活はどのように変わり得るのか?」(令和3年9月3日 新型コロナウイルス感染症対策分科会)
https://corona.go.jp/emergency/pdf/vaccine_nichi_jou20210909.pdf
- ・「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」(令和3年9月9日 新型コロナウイルス感染症対策本部)
https://corona.go.jp/emergency/pdf/vaccine_thinking20210909.pdf

| |
|--|
| 本件連絡先 文化庁政策課 電話：03-6734-2809(直通) メール：s-kikaku@mext.go.jp |
|--|